

## 基本計画部会における次期基本計画に係る審議の整理メモ

審議テーマ	現行基本計画の該当項目
船員労働統計調査の改善	該当なし
<b>現状と主な課題</b>	<p>(1) 統計審議会（現統計委員会）より、平成19年の見直しに係る答申時において、陸上労働者との比較可能な形で明らかにする観点から、「企業規模」、「学歴」及び「船員の勤続年数」を調査することについて研究・検討と集計事項の充実等が必要との指摘がなされている。</p> <p>(2) 船員行政にて報告される業務報告等との調査項目の重複が数多く存在し、是正が望まれている。</p> <p>(3) 前回見直し時点より増加している派遣船員の報酬等の実態を把握する必要があるが、現行の調査計画上、船員派遣事業者は調査対象外であることから、把握できていない。</p> <p>(4) 調査環境の悪化による回収率の低下が生じている。</p> <p>(5) 船員の最低賃金の検討の基礎資料に用いるためには、早期の公表が必要である。</p> <p>(6) 船舶数や船員数が減少傾向であるため、基幹統計として引き続き実施する必要性について検討が必要である。</p> <p>(7) 変更申請手続きを経ずに調査対象数を変更していた。</p>
<b>国土交通省が考える見直しの方向性</b>	<p>&lt;平成 29 年度実施&gt;</p> <p>(1) 調査見直しの検討</p> <p>① 第一号調査の調査体系の見直し 船員数及び船舶数の減少により、第一号調査における標本抽出の手法である層別区分（用途別、総トン数別）の抽出方法では、母集団数の少ない層について、標本調査では十分な精度が担保できなくなる可能性があるため、統計精度向上の観点から、層別区分を見直す又はその他の手法についても検討し、本調査に適合する標本設計の見直しを平成 29 年度に実施。</p> <p>(2) 調査対象数の変更手続き不備への対応</p> <p>① チェック体制を再構築するため、今後は、担当職員に対して、変更時の取扱い等の内容を理解させるとともに、管理職員に対しても内容の確認をさせるなど、複数人以上の相互のチェック体制を確実に実施する。</p> <p>&lt;平成 30 年度以降実施&gt;</p> <p>(1) 調査対象者追加の実現可能性の検討 平成 19 年度の見直し時点より増加している派遣船員を含めた報酬額及び労働時間等を把握することにより、船員全体の労働実態が明らか</p>

	<p>かになると想定されるため、統計精度向上の観点から、派遣船員の調査のあり方及びその把握方法について検討を実施。</p> <p>(2) 調査項目追加の実現可能性の検討 陸上労働者との比較の容易性、統計利用者の要望の観点から、陸上労働者との報酬等の実態を比較するための一つの指標として、企業規模、勤続年数及び年間報酬額について調査実現可能性の検討を実施。</p> <p>(3) 集計事項の充実等の検討 統計需要への的確な対応や結果利用上の便宜等に資する観点から、集計事項の充実等の検討を実施。</p> <p>(4) 既存調査項目のあり方の検討 外国人船員の報酬額等について、正確に把握するためには、外国人が乗船する船舶の一定数以上が調査対象となるよう標本設計を行う必要があるが、母集団数が少ないため適切な外国人船員の実態が把握できていないと考えている。そのため、外国人船員に関する利用状況の実態を把握し、必要により統計精度向上を図るために全数調査の実現可能性の検討を実施。</p> <p>(5) 調査体系の見直しの検討</p> <p>① 第一号調査の調査体系の見直し 調査終了後6か月以内に公表することとなっているが、船員の最低賃金を検討する時期に間に合っていないため、利活用の促進の観点から、公表時期を早期化できないか検討を実施。</p> <p>② 第二号調査及び第三号調査の調査体系の見直し 第二号調査及び第三号調査については、現在、全数調査で実施しているが、調査票回収率が低下していることから、報告者負担を軽減する対応として、標本調査への移行可能性について検討を実施。</p> <p>(6) 行政記録情報の活用の検討 報告者負担軽減、業務の効率化の観点から、船員行政にて報告される業務報告データを用いることにより、調査項目の削減、調査対象事業者の適確な把握及び地方運輸局等の事務負担の軽減等の可能性の検討を実施。</p> <p>(7) 基幹統計としての役割の見直し</p> <p>① 基幹統計の見直しの観点から、基幹統計として引き続き実施する必要性について、再確認し検証を行い、一般統計調査化又は業務統計化への移行を行い、本統計調査の在り方について検討を実施。</p> <p>② 報告者負担軽減、業務の効率化の観点から、中長期的には、他の統計調査との統合等について検討を実施。</p>
<p><b>次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方(案)</b></p>	<p>○ 船員労働統計調査(第一号調査)の標本設計については、平成30年調査へ適用できるよう平成29年度中に見直すこととしており、また、その見直し内容も妥当と判断できれば、次期基本計画は、平成30年度を始期とした計画であるため、盛り込む必要はないのではないか。</p> <p>○ 産業構造の変化等に伴い本調査の抜本的な見直しを行う必要があり、基幹統計としての役割、行政記録情報への代替、他統計との統合も含め本調査の見直しを検討する必要があるのではないか。</p> <p>&lt;基本的な考え方&gt;</p>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 国土交通省は、船員労働統計調査について、陸上労働者との比較可能性、労働市場の構造的変化や統計利活用ニーズを踏まえ、一般統計調査化、他統計との統合、報告者の負担軽減にも配慮した行政記録情報の活用を含め、抜本的な検討を早期に開始し、平成32年度までに結論を得る。</li> <li>○ 国土交通省は、抜本的な見直しの結論が出るまでの間、現行調査の改善として、調査対象者及び調査項目追加の実現可能性の検討、集計事項の充実等の検討、既存調査項目のあり方の検討、調査体系の見直しの検討を実施する。</li> </ul>
<b>備考（留意点等）</b>	